

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規定は、非営利活動法人山梨県スキー連盟（以下「連盟」という。）におけるコンプライアンスについて規定する。

(定義)

第2条 この規定において「コンプライアンス」とは、法令（行政上の通達・指針当を含む）、連盟規則（定款、規程・ルール等すべてを含む）、取引に関わる契約・約款及び社会的規範としての倫理の厳守をいう。

(経営方針)

第3条 連盟及び加盟団体の役員、委員及び職員（以下「役委員」という。）並びに会員は別に定める行動規範に従い、コンプライアンスを最優先の経営方針の一つとして認識して、業務の推進に当たるものとする。

(役委員・競技登録者の責務)

第4条 役委員・会員は前条の方針を踏まえ、法令、連盟規則を遵守することはもとより社会的規範としての倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって行動しなければならない。

(役委員・会員の禁止事項)

第5条 役委員・会員は次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1)自ら法令及び連盟規則に違反する行為
- (2)他の役委員・会員に対して法令及び連盟規則に違反する行為を指示・教唆する行為
- (3)他の役委員・会員の法令及び連盟規則に違反する行為を黙認する行為

(コンプライアンス委員会)

第6条 連盟は、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、コンプライアンスを有効に機能させるために次に掲げる事項を行う

- (1)コンプライアンスに関する方針、体制、関連規程等に関する事項
- (2)コンプライアンスに関わる解決すべき課題の発生の対応に関する事項
- (3)コンプライアンスについての啓発に関する事項
- (4)コンプライアンスについて対応状況点検に関する事項
- (5)その他、コンプライアンスに関し必要な事項

(組織)

第7条 委員会は、理事長、副理事長及び各本部長で構成する。

2 本委員会の委員長は、理事長とする。理事長が不在又は事故あるときは、別に定められた理事の順序に従って他の理事が行う。

3 委員長は、必要に応じて、関係者を出席させて意見を聴取することができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(開催)

第9条 委員会は、半期毎に1回開催する。ただし、第2条に定めるコンプライアンスに係る解決すべき事項が生じたときは速やかに委員会を開催するものとする。

(議事)

第10条 委員会は、構成員の過半数の出席により成立し、その議決は構成員の協議を経て委員長が決定する。

(事務局)

第11条 委員会の事務は、総務本部事務局が行い、併せて相談・通報窓口をおく。

(相談・通報)

第12条 役委員・会員は他の役委員・会員が前条に違反する行為を行ったとき若しくは知ったときは、速やかにコンプライアンス委員会ないしは相・通報窓口に通報しなければならない。

(懲戒処分等)

第13条 連盟は、委員会の審議に基づき、第5条の規程に違反した役委員・競技登録者を懲戒する規程に照らし懲戒処分を付するとともに、連盟に損害を与えた役委員・会員に対して損害の賠償を求めることができる。

2 役委員・会員は次に掲げることを理由として責任を免れることは出来ない。

(1)法令について正しい知識がなかったこと

(2)法令に違反しようとする意思がなかったこと

(3)連盟の利益を図る目的で行ったこと

(事前相談)

第14条 役委員等は、自らの行為や意思決定が第5条に違反するかどうかの判断に迷うときはあらかじめコンプライアンス委員長に相談しなければならない。

(教育研修)

第15条 役委員・会員に対し、コンプライアンスへの正しい知識を習得し、理解と関心を深めるために、必要に応じ、教育・研修を行うものとする。

(機密保持義務)

第16条 コンプライアンス委員会に関与する者は、その業務に関して知ることが出来た機密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事長が発議し、理事会に付議の上、会長が決定する。

附 則

この規程は、令和 元年12月 1日から実施する。